

公開用

令和4年9月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和4年9月27日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和4年9月27日 火曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	13時48分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
教育委員	金森 良泰
教育委員	岡田 新司
教育委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	中島 拓
学校教育部学務指導担当部長	舘野 俊之
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	大野 明彦
教職員担当課長	瀬高 武夫

【社会教育部】

社会教育部長	大川 裕之
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長	木舟 宏美
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課長兼郷土資料館長	實松 幸男

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	林 亮平
学校総務課 総務担当主査	伊藤 知子

VIII 署名委員の指名

岡田委員

IX 会議に附した議案

議案第32号 令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について

議案第33号 令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について

議案第34号 春日部市文化財保護審議会への諮問について

報告第32号 令和4年9月春日部市議会定例会について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから9月定例教育委員会を開会いたします。

初めに、本日の会議録署名委員を指名します。岡田委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第32号 令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について を議題とし、説明を求めます。

瀬高課長、お願いします。

瀬高指導課教職員担当課長

議案第32号「令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

本案は、令和5年度当初 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員の人事異動を実施するにあたり、埼玉県教育委員会の人事異動方針に基づき、本市の基本方針を策定し、学校教育の健全な発展と円滑な運営を期するとともに、適切な人事管理のもとに教職員の適正配置を行い、教職員組織の充実を図ろうとするものでございます。

2ページをご覧ください。「1 基本方針」の内容でございますが、(1)から(8)の8点を基本方針としております。読み上げさせていただきます。

(1) 各学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。

(2) 各学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

(3) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、計画的に人事を進める。

(4) 春日部市の教育水準の向上を図るため、他市町村教育委員会との交流を積極的に推進し、長期的展望に立って、計画的かつ適正な異動を実施する。

(5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び教職員組織の均衡を勘案して適切な

配置に努める。

(6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。

(7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。

(8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

以上、基本方針に変更はございません。

次の「2 転任・転補」、3ページの「3 登用」、「4 人事交流」についてでございますが、内容に関しましては、昨年度との変更点はございません。

なお、2の「転任・転補」のうち「転任」とは市町村間の異動、「転補」とは、市内学校間の異動のことですので、補足させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第32号 令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第33号 令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について を議題とし、説明を求めます。

瀬高課長、お願いします。

瀬高指導課教職員担当課長

議案第33号「令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について」ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。本案は、先ほどの人事異動方針に基づき、実施内容をより具体的に定めるものでございます。こちら、県の細部事項に沿ったものとなっております。

続いて5ページをご覧ください。まず、「1 基本方針関係」でございますが、(1)が新採用教職員、(2)が再任用職員について、でございます。

次に、「2 転任・転補関係」について、でございます。(3)原則として異動を行わ

ない教員、事務職員、学校栄養職員については、ア 同一校在職3年未満の者、イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者、ウ 休職中の者でございます。

6 ページをご覧ください。

(9) が今年度変更した項目でございます。読み上げさせていただきます。新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。こととしました。2行目中央の「採用後6年以内に異動を行う。」が昨年度の「採用後5年以内に異動を行う。」から変更となっております。

このことは、機会あるごとに県教育局に対し鎌田教育長から要望してきたものでございます。

5年から6年に変更することで、中学校において3年をサイクルとした教員の配置が可能になること、小学校で6年間の子供の成長を見届けることができるとともに、初任校において、担任の経験が増えることで、2校目において、スタートから活躍できる素地を身に付けることができるものと考えております。

ただし、新採用から6年間、一律に同一校に留め置くことありきではなく、これまでどおり新採用以来3年以上の者は異動対象であり、特に5年以上の者は、本人の意向を踏まえつつ、特に中学校の教科等のバランスを考慮し、異動を進めていきたいと考えております。

続いて、7ページの3が「登用関係」、4が「人事交流関係」、5が「その他」でございます。

これらについて、先ほどの「人事異動方針」と同様、埼玉県「細部事項」に基づき、市の「細部事項」を策定いたしました。内容に関して、変更はございません。

教職員が意欲を持ち、その特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する「魅力ある学校づくり」に資するために、適正かつ効果的な人事異動を実施してまいります。なお、この人事異動方針及び細部事項につきましては、議決をいただきました後、各校長に提示する予定でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

昨年度からの変更点として「採用後6年以内に異動を行う。」とありましたが、この方針は本市教育委員会独自のものでしょうか。

瀬高指導課教職員担当課長

県の方針においても、「採用後6年以内に異動を行う。」と変更されております。

鎌田教育長

補足でございますが、県に要望を続けた結果、県の方針が変更となったものでございます。

鎌田教育長

他にご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第33号 令和5年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第34号 春日部市文化財保護審議会への諮問について を議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第34号、春日部市文化財保護審議会への諮問につきまして、その提案理由及び主な内容について説明申し上げます。議案書8ページをご覧ください。

提案理由でございますが、文化財の指定につきまして、春日部市文化財保護条例第5条第3項の規定に基づき諮問したく提案するものでございます。

文化財の指定にあたりましては、条例第5条第3項で「春日部市教育委員会は、あらかじめ春日部市文化財保護審議会に諮問しなければならない」こととし、また、春日部市文化財保護審議会条例第2条では、「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する」と規定されておりますことから、例規に基づきまして、文化財の指定について、春日部市文化財保護審議会の意見を求めるものでございます。

議案書9ページに指定文化財候補物件の一覧を、10ページには文化財保護審議会あての諮問書の案を掲載してございます。

指定文化財候補物件の選定につきましては、市の歴史や文化、風土を顕著に表わすなど、5項目の選定基準を踏まえ、10件を候補物件としております。諮問以降は、審議会委員に加え、学識経験者による資料調査を経て、文化財指定の可否について文化財保護審議会にて調査・審議するものでございます。

なお、現在におきましては、候補物件の1番「聖徳太子像」について令和3年度から調

査を継続しているところでございます。また、2番の「常楽寺薬師堂仏像群」は、令和4年5月に、12年に一度、寅年のご開帳に合せまして学識者による調査を実施したところ、鎌倉仏師の流れを汲む仏師により、13世紀代に製作されたことが明らかになり、市内でも鎌倉時代に造像された希少な木造仏として候補物件に加えたものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第34号 春日部市文化財保護審議会への諮問について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案どおり可決と決しました。

以上で議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第32号 令和4年9月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長（兼）学校総務課長

報告第32号 令和4年9月春日部市議会定例会について、報告いたします。議案書11ページをご覧ください。

会期は、8月22日から9月20日までの30日間でありました。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第47号、56号の2件であり、認定及び原案のとおり可決されました。

次に、一般質問では、27人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、11人の議員から質問がございました。質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

10月定例会につきましては、10月18日、火曜日、午後4時00分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。

なお、当初の予定から開会時間を変更しておりますが、この件については、後ほど勉強会にて詳しく説明させていただきます。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、9月定例教育委員会を閉会いたします。